

基本目標Ⅱ 男女が多様な分野で活躍できる環境の整備

重点分野3

社会における女性の

活躍の場の拡大

<現状と課題>

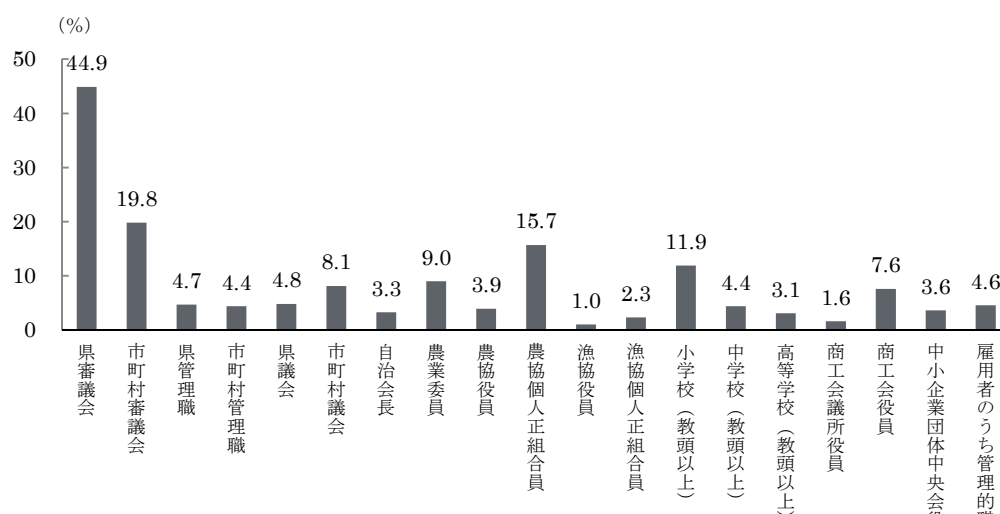
男女共同参画社会の形成にあたっては、男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定に共に参画することが極めて重要です。

しかしながら、本県における女性の政策・方針決定過程への参画状況をみると、県の審議会等の女性委員比率は平成22年度末で45.8%と全国2位の高い水準となっていますが、その他の分野の女性の参画は低調で、女性が社会の様々な場面でその能力を十分には発揮できていないのが現状です。

本県における女性の社会参画を進めるため、市町村の取組を支援するとともに、企業・民間団体に対しても、広く女性の参画促進を働きかけるなど、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進を図っていく必要があります。

また、女性自身が社会で活躍する意欲と能力を高めるため、情報提供や学習機会の提供を行うとともに、女性の参画の必要性について社会全体が理解を深めていけるよう取り組んでいく必要があります。

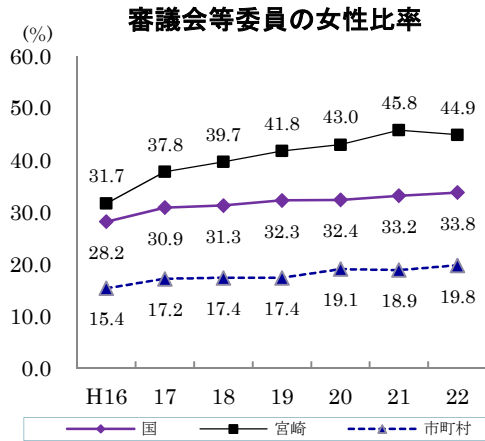
■ 各分野における女性の参画状況（宮崎県）



※注：県審議会は H23.3.31 現在、県管理職、市町村審議会、市町村管理職、自治会長は H23.4.1 現在、市町村審議会は広域の審議会等を含まない数値
 県議会及び市町村議会は H22.12.31 現在、
 農業委員は H23.7 月現在、農協役員、農協個人正組合員は平成 21 年度末、
 漁協役員、漁協個人正組合員は平成 22 年度末、
 商工会議所役員は H23.7.1 現在、商工会役員は H23.4.1 現在、中小企業団体中央会役員は H23.6.1 現在、
 小・中・高等学校（教頭以上）は H23.5.1 現在
 雇用のうち管理的職業従事者は H17.10.1 現在の数値

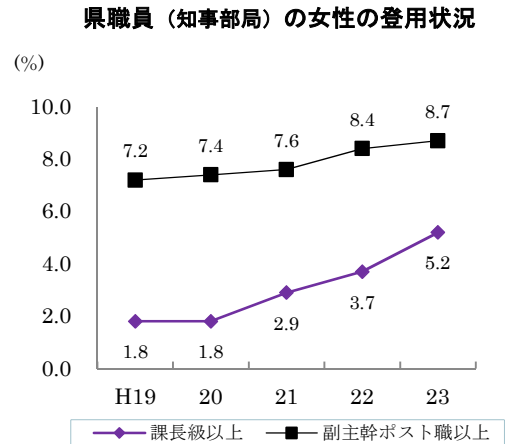
資料：生活・協働・男女参画課

■ 女性の政策方針決定過程への参画状況（宮崎県）



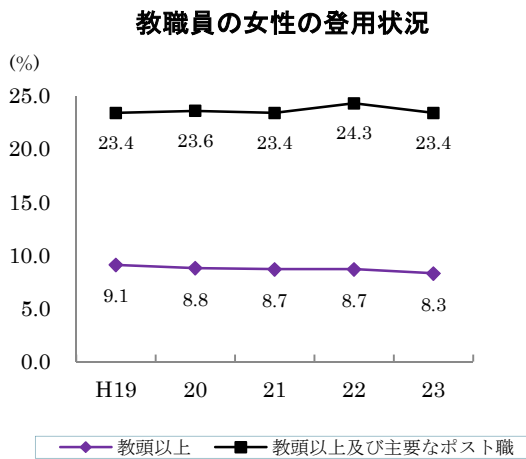
※国は各年9月30日現在、県は各年度末、市町村は翌年4月1日現在、市町村については広域の審議会等を含まない。

資料：生活・協働・男女参画課



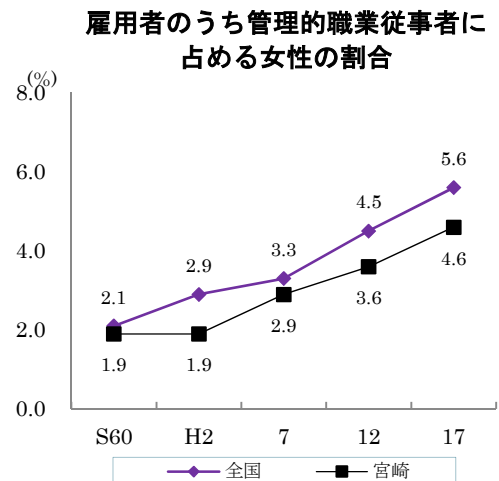
※各年4月1日現在

資料：人事課



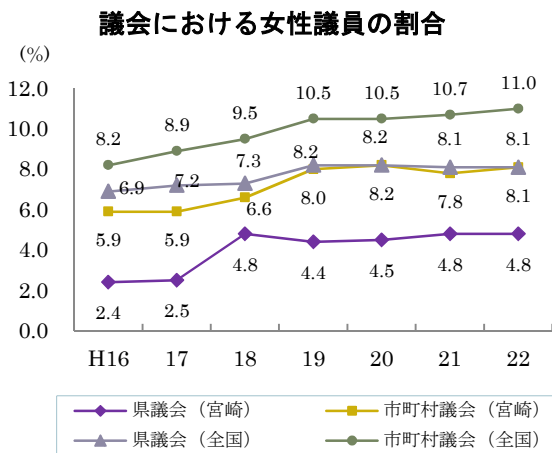
※各年5月1日現在

資料：教職員課



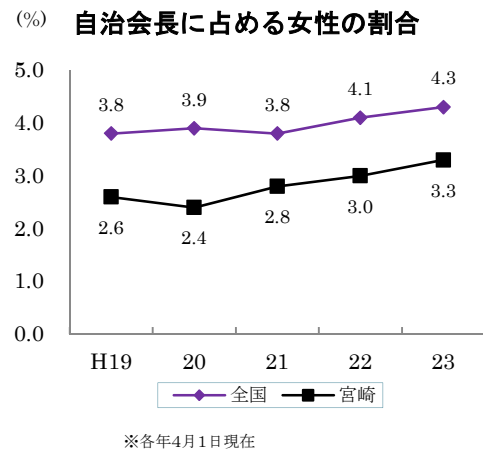
※各年10月1日現在

資料：総務省「国勢調査」



※各年12月末日現在

資料：市町村課



※各年4月1日現在

資料：生活・協働・男女参画課

施策の基本的方向(9) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

多様な考え方を生かした豊かで住みよい社会を築いていくため、県や市町村における各種審議会委員への女性登用を拡大するとともに、民間企業や各種団体等に対しても女性の参画促進を呼びかけます。また、県においても、意欲と能力のある女性職員の育成・登用に努めます。

具体的施策

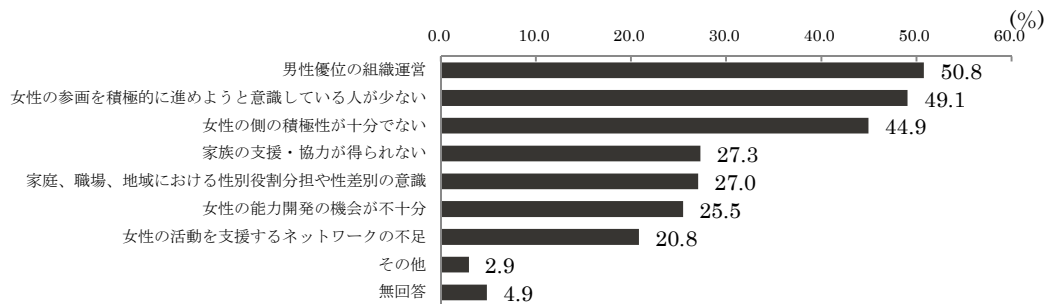
- 県の審議会等委員について、幅広い分野から女性の人材についての情報の収集を進め、女性委員の登用を推進します。(生活・協働・男女参画課、全部局)
- 市町村等の審議会等委員や市町村職員の女性登用を促進するため、市町村への働きかけを行います。(生活・協働・男女参画課)
- 自治会等の地域活動における運営・方針決定の場への女性の参画が進むよう、関係機関等と連携を取りながら、必要な情報の提供などの支援を行います。(生活・協働・男女参画課)
- 女性職員の登用機会の拡大を図るため、様々な研修、ジョブ・ローテーション*及び職員の意欲と能力を活かす庁内公募制の活用等により、性別にかかわらず管理職員として必要な経験や能力を備える職員の育成に努めます。(人事課)
- 女性の積極的な主任層への登用や女性が管理職として働きやすい環境づくりに努めます。(教職員課)
- 商工団体における女性役員の登用率上昇に努めるとともに、商工団体を通じて、会員企業等に対する女性登用の啓発を図ります。(商工政策課)
- 企業が積極的かつ自主的に雇用管理の改善を行うよう、ポジティブ・アクション*の取組促進の啓発に努めます。(労働政策課)

*ジョブ・ローテーション：職員が様々な職務を経験し、幅広い業務知識や技能を習得する機会を確保するために、定期的に職員の配置換えを行っていくこと。

*ポジティブ・アクション：様々な分野において、活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対して、当該機会を積極的に提供することをいう。男女共同参画社会基本法では「積極的改善措置」として規定されている。例えば、労働の分野では、固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に事実上生じている差があるとき、それを解消しようと、企業が行う自主的積極的な取組を指す。

- 各農業協同組合や農業委員会等において女性役員や委員の登用を進め、農林漁業に携わる女性が経営などの方針決定の場に参画するよう推進します。(地域農業推進課)
- 地域段階の審議会や農業関係組織において、女性の参画が増えるよう女性団体や関係機関との連携会議等により意識向上を図ります。(営農支援課)
- 漁業経営・漁家生活の向上及び地域振興に意欲的に取り組む地域のリーダーを漁村女性指導士に認定し、その持てる能力を十分に発揮できるよう支援します。(漁村振興課)【再掲】

■ 企画・方針決定過程に女性の参画が少ない理由 (宮崎県)



資料:「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」(平成22年)

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
県の審議会委員に占める女性の割合	44.9%	22	50%	28
市町村の審議会委員に占める女性の割合	19.8%	22	30%	28
知事部局職員の副主幹ポスト職以上に占める女性の割合	8.7%	23	12.5%	28
教職員の教頭以上及び主要なポスト職(教務主任、生徒指導主事、保健主事、進路指導主事)に占める女性の割合	23.4%	23	25%	28



施策の基本的方向(10) 女性のチャレンジ支援

社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮を支援するため、就職・再就職や起業、キャリアアップ、社会貢献などの女性のチャレンジを総合的に支援します。

具体的施策

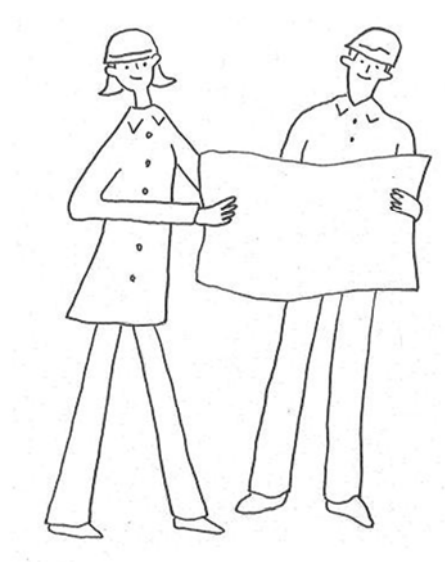
- 就職・再就職、起業、キャリアアップ、社会貢献などの女性のチャレンジを支援する相談体制の充実を図るとともに、チャレンジ相談窓口や県庁ホームページにおいて女性のチャレンジに関する情報を広く県民に提供します。(生活・協働・男女参画課)
- 県内の様々な分野で活躍する女性をインターネットを活用してチャレンジ・モデルとして紹介するほか、起業、NPO活動、地域活動等でチャレンジした功績のある女性の顕彰を行い、ロールモデル*として広く県民に情報提供を行います。(生活・協働・男女参画課)
- 科学技術・学術分野など、これまで女性の参画の少なかった分野への女性のチャレンジを支援するため、理工系分野への進路選択に関する情報提供を行います。(生活・協働・男女参画課)
- 創業意欲がある個人起業家やベンチャー企業の支援・育成のため、ビジネス・インキュベーション機能*を有するオフィスを提供し、女性の起業を支援します。(工業支援課)
- 県内中小企業等の新商品開発、販路拡大等の相談に対応することによって、女性の新事業への進出を支援します。(工業支援課)
- I T 企業やコールセンター等の情報関連分野へ就職を希望する未就職者対象の人材養成研修を実施し、チャレンジする女性の就職活動を支援します。(商業支援課)

* ロールモデル：将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考とする役割モデル。

* ビジネス・インキュベーション機能：起業や創業をしようとする者に対して、必要な施設や設備、サービス、専門家による助言等を提供することにより、新ビジネスの事業化を支援する機能。

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
チャレンジ支援後、就職・起業した女性の数 (累計)	63人	22	120人	28

【チャレンジサイト・みやざき】
 宮崎県庁HPで、「就職」、「起業」、「社会貢献」などの女性のチャレンジに関する情報を一元的に提供しています。



施策の基本的方向(11) 女性の人材の育成と情報収集・整備

社会における女性の活躍の場を拡大するため、指導的役割を果たす女性リーダーを育成するとともに、幅広い分野からの人材情報を収集・整備します。

具体的施策

- 県及び市町村の審議会等委員への女性登用を促進するため、女性の人材情報の整備・充実を図るとともに、人材情報の積極的な活用を推進します。(生活・協働・男女参画課)
- 女性が社会で指導的役割を果たす力をつけることができるよう、意欲と能力を高めるための講座や研修を開催します。(生活・協働・男女参画課)
- みやざき学び応援ネットを通して、女性のエンパワメントのための学習機会の情報を提供します。(生涯学習課)
- 意欲的な女性農業者のリーダーの育成を進めるとともに、女性リーダーの活動を支援します。(地域農業推進課)
- 漁業経営・漁家生活の向上及び地域振興に意欲的に取り組む地域のリーダーを漁村女性指導士に認定するとともに、研修会の開催等によりスキルアップを図ります。(漁村振興課)



重点分野 4

男女の平等な就業環境の整備

＜現状と課題＞

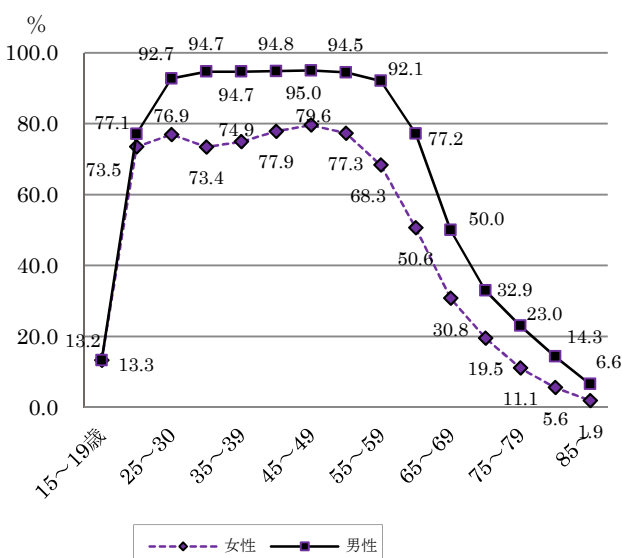
就業は私たちの生活を支える基本的要素であり、その環境整備は男女共同参画社会の実現にとって極めて重要です。

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正など、女性の働く環境は整備されてきましたが、継続して就業することを望んでいるにもかかわらず、出産・育児・介護を理由に離職する女性は依然として多い状況にあります。また、本県の女性の就業者の約半数が非正規雇用であり、男女の賃金格差も近年は縮小傾向にあるもののいまだ解消にはいたっておらず、就業分野における男女平等は、まだ十分に進んでいるとはいえません。

一方、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来に伴い、生産年齢人口の減少が見込まれる中で、将来にわたり持続可能で活力ある経済社会を築いていくためには、女性の労働力への期待が高まっています。

男女が、能力にあった公正な処遇のもと、就業を継続し、あるいはいったん離職しても再就職ができる就業環境を整備していくとともに、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができるよう取り組んでいく必要があります。

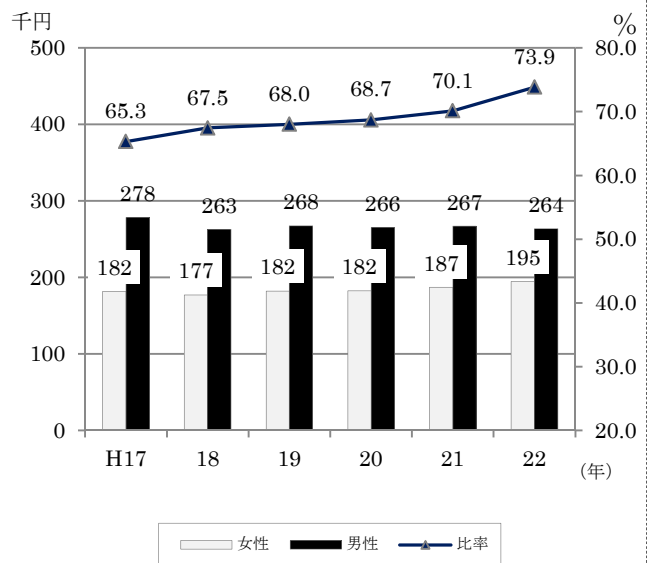
■ 男女別労働力率（宮崎県）



※労働力率…15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合

資料:総務省「国勢調査」(平成22年)

■ 一般労働者の所定内給与額推移（宮崎県）



※比率は男性を100としたときの女性の数値

※一般労働者とは短時間労働者以外の労働者

資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

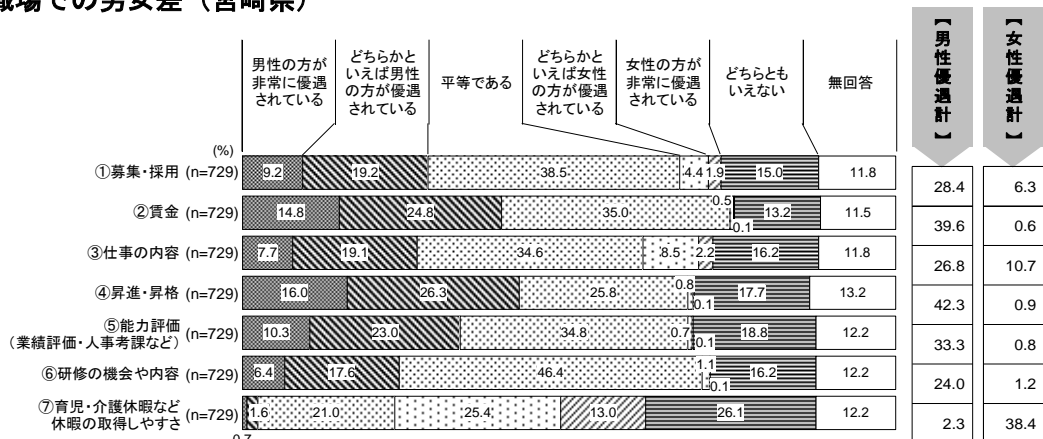
施策の基本的方向(12) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

雇用の分野における実質的な男女の均等な機会と待遇を確保するため、男女雇用機会均等法の履行やポジティブ・アクションについての普及啓発及び企業の取組の促進を図ります。

具体的施策

- 労働者が性別により差別されることなく能力が発揮できるような雇用環境の整備のため、男女雇用機会均等法の周知・啓発に努めます。(労働政策課)
- 企業が積極的かつ自主的に雇用管理の改善を行うよう、ポジティブ・アクションの取組促進の啓発に努めます。(労働政策課)【再掲】
- 働きやすい職場環境づくりを促進するため、中小企業に対し労働施策アドバイザーを派遣し、助言や情報提供を行います。(労働政策課)
- 労働条件や就業環境などに関する相談窓口を設け、労働に関する様々な相談について助言を行います。(労働政策課)
- 女性の能力活用や職域拡大に努めるなど、雇用上の男女の均等な機会の確保等に関し成果をあげている事業者の表彰を行い、優れた取組を広く紹介します。(生活・協働・男女参画課)

■ 職場での男女差 (宮崎県)



資料:「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」(平成22年)

施策の基本的方向(13) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

価値観やライフスタイル等に応じ、多様かつ柔軟な働き方を選択できるような労働環境の整備を進めるとともに、女性がライフサイクルの中で就業意欲と能力を十分に発揮することができるよう支援を行います。

具体的施策

- 育児・介護等で長期間離職した女性に対し、デュアル訓練*を実施するほか、求職者支援制度の活用を促進を図ります。(労働政策課)
- 宮崎労働局と連携し、パートタイム労働法の周知に努めます。(労働政策課)
- 家内労働を希望する女性等に対し、就職相談支援センターにおける情報提供やあっせん等の支援を行います。(労働政策課)
- 女性医師等医療従事者の離職防止・復職支援のための雇用環境の整備を図ります。(医療薬務課)
- 創業意欲がある個人起業家やベンチャー企業の支援・育成のため、ビジネス・インキュベーション機能を有するオフィスを提供し、女性の起業を支援します。(工業支援課)【再掲】
- 県内中小企業等の新商品開発、販路拡大等の相談に対応することによって、女性の新事業への進出を支援します。(工業支援課)【再掲】
- IT企業やコールセンター等の情報関連分野へ就職を希望する未就職者対象の人材養成研修を実施し、チャレンジする女性の就職活動を支援します。(商業支援課)【再掲】
- 宮崎労働局と連携して、就職を希望する母子家庭の母等の職業能力の向上と就職のための相談及び情報提供に努めます。(労働政策課)

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
育児休業制度を就業規則に整備している事業所(従業員数10人以上)の割合	79.9%	22	100%	28
年次有給休暇の取得率	47.1%	22	58.4%	28

*デュアル訓練：「働きながら学ぶ、学びながら働く」ことにより若者を一人前の職業人に育てる新しい職業訓練システム。座学と企業における実習訓練を実施する。

施策の基本的方向(14) 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

女性の農林漁業経営や地域の方針決定過程への参画を促進するための啓発活動や研修等を実施するとともに、男女が対等な立場で働くための環境整備を推進します。

具体的施策

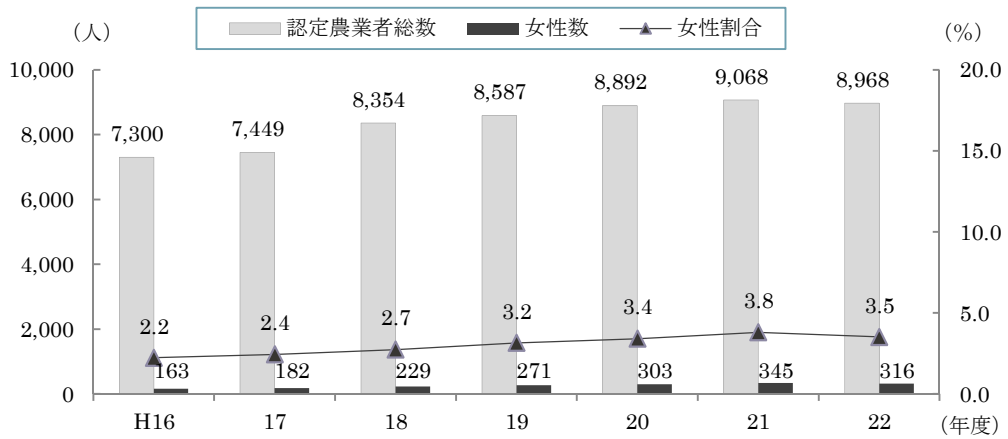
- 女性農業者が活躍できる環境づくりとして、家族経営協定*の締結や女性の認定農業者*の育成を推進します。(地域農業推進課)
- 家族経営協定を活用し、固定的役割分担意識の解消や、女性の役割の適正な評価につなげ、男女共同参画と農業経営の向上を一体的に進めます。(営農支援課)
- 意欲的な女性農業者に対し、経営管理や栽培技術等に関する能力を高めるための学習会や個別支援を実施し、経営参画を進めます。(営農支援課)
- 女性起業グループや若手女性農業者が能力を十分発揮できるようセミナーや個別支援を行い、農業生産振興や地域の活性化を進めます。(営農支援課)
- 農林漁業に携わる意欲的な女性による「6次産業化*」に向けた取組や起業活動を推進します。(地域農業推進課)
- 林業研究グループ女性会員が行う学習活動や地域資源を活用した特産品開発等の活動に対する支援を実施します。(森林経営課)
- 漁村地域の活性化や漁家所得の向上を図るため、漁協女性部や漁村女性加工グループ等が行う魚食普及や水産加工品の開発・販売等の取組を支援します。(水産政策課)
- 漁業経営・漁家生活の向上及び地域振興に意欲的に取り組む地域のリーダーを漁村女性指導士に認定し、その持てる能力を十分に発揮できるよう支援します。(漁村振興課)

* 家族経営協定：経営責任の分担や各人の経営者能力の養成・発揮を通じて、家族農業経営の新たな発展基盤を築くため、農業経営のやり方や収入の配分、移譲計画や生活上の諸事項等についての取り決め。

* 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき、経営を改善するための計画（農業経営改善計画）を市町村から認定された者。

* 6次産業化：農業や水産業などの第1次産業が食品加工（第2次産業）・流通販売（第3次産業）にも業務展開していくこと（経営の多角化）。

■ 認定農業者に占める女性割合（宮崎県）



資料：地域農業推進課

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
J A 正組合員における女性の割合	18.0%	22	25%	28
農業委員に女性が登用されている市町村数	21 市町村	23	26 市町村	28
女性の認定農業者数	345 人	21	580 人	28
林家女性起業グループ数	3 グループ	22	5 グループ	28
漁村女性リーダー数（累計）	72 人	22	86 人	28



重点分野 5

男女の仕事と生活の調和

＜現状と課題＞

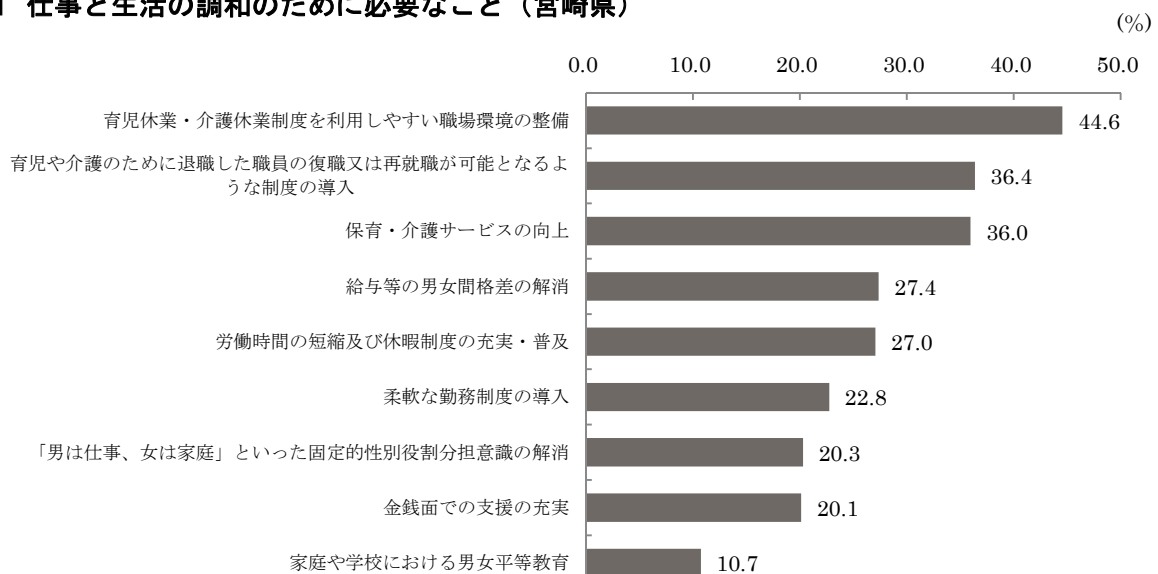
一人ひとりが仕事と家庭、地域活動、趣味や自己啓発などをバランスよく充実させ、自分の望む生き方ができる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現は、私たちの健康を維持し、自己実現を可能にするとともに、男性の家庭生活・地域生活への参画や、女性の就業継続、政策・方針決定過程への参画を進める上でも不可欠です。

誰もが仕事と生活の調和を実現し、いきいきと暮らすためには、家事、育児、介護などに男女がともに取り組むことが必要ですが、長時間労働の影響などもあり、男性の家庭生活・地域生活の参画は進んでおらず、家事・育児等の負担は女性に偏っているのが現状です。

平成22年度に実施した県民意識調査では、仕事と生活の調和のために、「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備」や「育児・介護のために退職した職員の復職又は再就職が可能となるような制度の導入」、「保育・介護サービスの向上」を望む人が多くなっています。

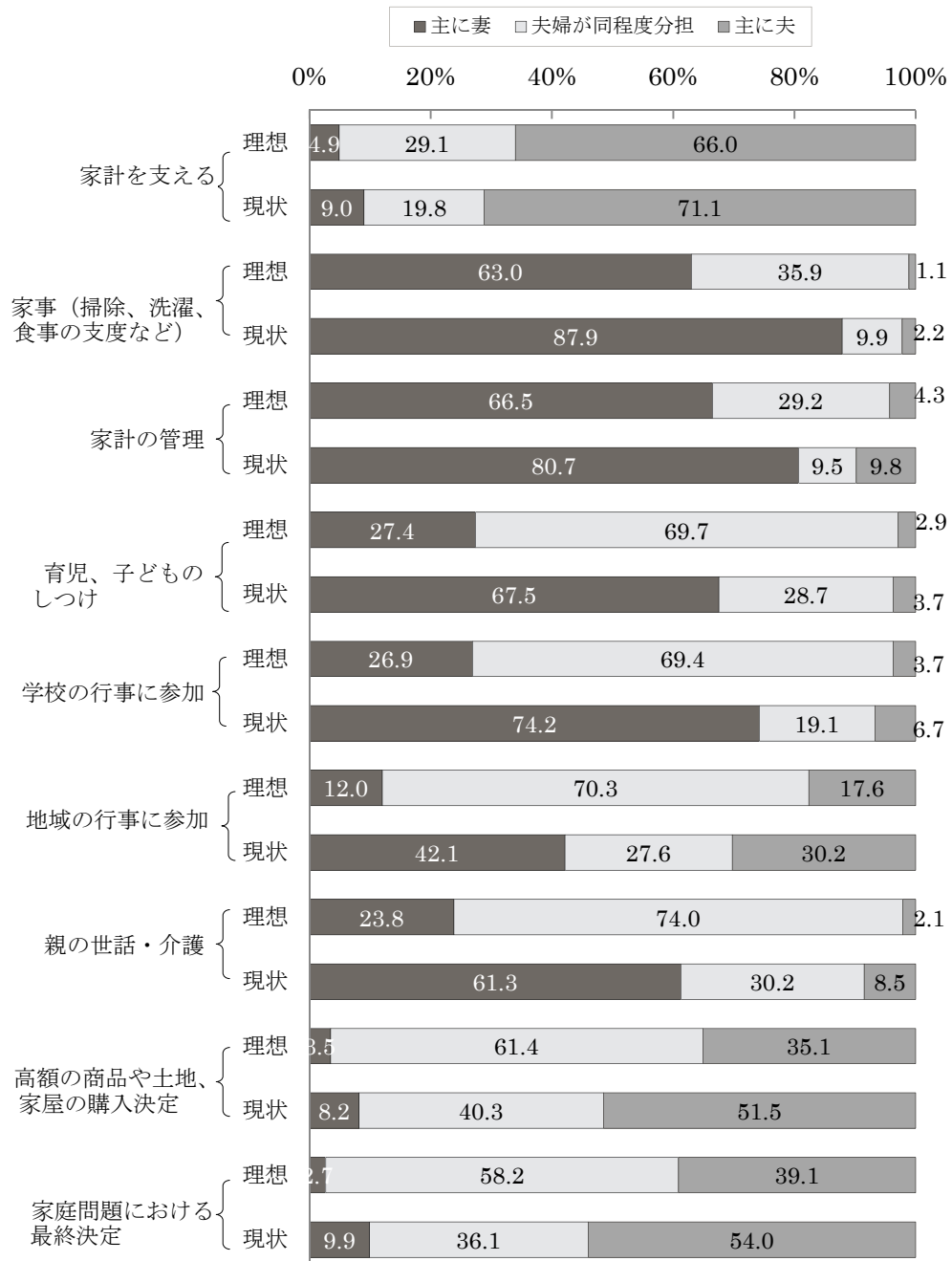
誰もが働きやすく、暮らしやすい社会を目指し、行政、企業、団体、労働者などが連携し、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を推進していく必要があります。

■ 仕事と生活の調和のために必要なこと（宮崎県）



資料:「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」(平成22年)

■ 夫婦の役割分担の理想と現状（宮崎県）



※現状については、「夫と妻以外の人が行っている」との回答を除いて集計した数値

資料：「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（平成 22 年）

施策の基本的方向(15) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

仕事と育児、介護等家庭の両立に関する意識啓発を進めるとともに、仕事と家庭生活を両立できるよう、育児・介護休業制度を取得しやすい条件整備や労働時間等を含む働き方の見直しなど、就業者が働き続けやすい環境の整備を進めます。

具体的施策

- 仕事と家庭の両立支援に積極的な企業を広く紹介することで先進企業の社会的評価の向上を図るとともに、仕事と家庭の両立支援制度等の情報提供に努めます。(労働政策課)
- 宮崎労働局と連携し、労働時間短縮を促進するため、育児・介護休業法等の関係法令や助成金の周知・啓発に努めます。(労働政策課)
- 未来みやざき子育て県民運動の展開により、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進し、仕事と子育ての両立を支援するための職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を公表し、社会的評価の向上に努めます。(こども政策課)
- 県庁が、率先垂範して職員の仕事と子育ての両立支援に取り組むことにより、民間事業所の取組の促進を図ります。(こども政策課)

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
「仕事と家庭の両立応援宣言*」を行う企業数	206 企業	22	300 企業	26
仕事よりも育児・プライベートの時間を優先したいと希望する県民の割合と現実に優先している県民の割合の差	28.5 ㊦	22	20 ㊦	26

* 仕事と家庭の両立応援宣言：宮崎県が実施している取組で、企業・事業所のトップの方から、従業員が仕事と家庭の両立ができるような「働きやすい職場づくり」の取組を宣言してもらう制度。

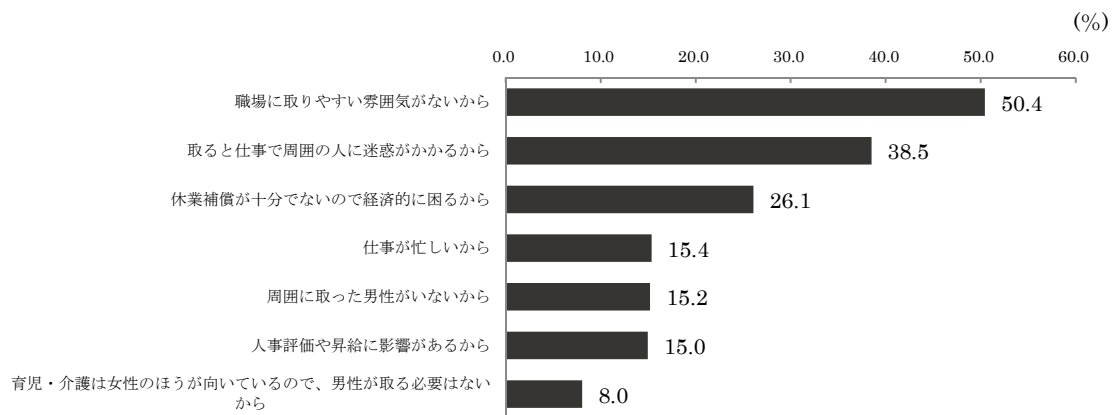
施策の基本的方向(16) 家庭・地域生活への男女の共同参画の促進

家庭や地域生活における様々な活動に男女が相互に協力して取り組むことができるよう、これまで参画の少なかった男性の家庭・地域生活への積極的な参画の促進を図ります。

具体的施策

- 男女が相互に協力し、家事、育児、介護や地域活動への参画を促進するための広報啓発活動を推進します。(生活・協働・男女参画課)
- ボランティアやNPO活動の活性化を通じて、各種地域活動への男女の積極的な参画を促進します。(生活・協働・男女参画課)
- 家庭教育支援や読書活動推進のための講座に男性の参加を呼びかけます。(生涯学習課)

■ 男性の育児休業取得率が低い理由（宮崎県）



資料:「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」(平成 22 年)

育てる男が、家族を変える。社会が動く。



【イクメンプロジェクト】

厚生労働省によるプロジェクトで、社会全体で、男性がもっと積極的に育児に関わることが出来る気運を高める目的で推進されている。

施策の基本的方向(17) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

多様な需要に対応した保育サービス等の充実、子育ての孤立感や不安の解消を図るための相談・支援体制の充実に努めます。

具体的施策

- 未来みやぎ子育て県民運動の展開により、地域における子育て支援体制の充実に取り組みます。(こども政策課)
- 休日保育*、一時・特定保育*、延長保育*、病児・病後時保育*など、多様な保育サービスの充実を促進します。(こども政策課)
- 放課後児童クラブ*の運営支援を行うなど、放課後児童対策を推進します。(こども政策課)
- 県民同士の共助の仕組みであるファミリーサポートセンター*の設置を促進します。(こども政策課)
- 医師等医療従事者が働きやすい勤務環境を整備するため、病院内保育施設の運営支援等に努めます。(医療薬務課)
- 県立病院において、女性医師をはじめとした医療スタッフの定着・確保を図るため、院内保育の充実など、育児を行う職員が安心して勤務できる環境の整備に努めます。(病院局経営管理課)
- 子育て中の保護者に対する学習機会の提供や家庭教育を支援する人材養成のための講座を実施します。(生涯学習課)

* 休日保育：保護者の就労等により、休日に保育を必要とする子どもを預かる制度。

* 一時・特定保育：保護者の育児疲れや病気、パート就労などの際に一時的に子どもを預かる制度。

* 延長保育：保護者の勤務時間等を考慮し、通常の11時間保育の前後に30分以上延長して保育を行うこと。

* 病児・病後児保育：病気中や回復期の児童を病院や保育所等の専用スペースで一時的に保育する病児・病後児対応と保育所保育中に体調不良となった場合、緊急的に対応する体調不良時対応を行う制度。

* 放課後児童クラブ（学童保育）：労働などの事情により昼間保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって行う保育を行う制度。

* ファミリーサポートセンター：サービスを提供したい者と受けたい者が会員になり、保育所への送迎や保育時間外の保育などを有償で行う相互援助組織。

- 安全安心な子どもの居場所づくりのために、放課後子ども教室推進事業*の充実を図ります。(生涯学習課)

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
多様な保育サービスを提供している保育所数	284 か所	22	325 か所	28
放課後児童クラブ(学童保育)設置数	207 か所	23	217 か所	26
ファミリーサポートセンター事業の実施市町村数	7 市町村	23	13 市町村	26
家庭教育支援ボランティア養成講座受講者数(累計)	329 人	23	900 人	28



* 放課後子ども教室推進事業：地域の方々の参画を得て、すべての子どもに放課後や週末の安全で安心な活動拠点（居場所）を確保し、様々な体験活動を行う事業。

重点分野 6

地域における

男女共同参画の推進

<現状と課題>

地域は、家庭とともに最も身近な暮らしの場であり、地域における男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要な役割を果たしています。

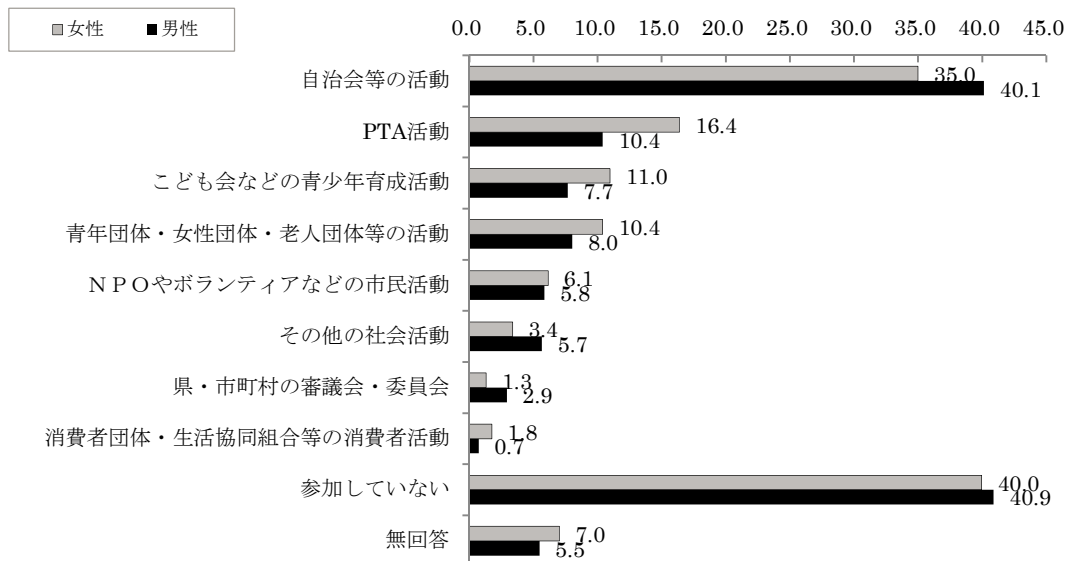
近年、高齢化、過疎化の進行、地域のつながりの希薄化などに伴い、福祉、環境、防災、防犯、まちづくり等、住民に直結する様々な課題が顕在化しており、男女が共に地域づくりを担わないと立ち行かない状況になっています。

平成 22 年度に実施した県民意識調査では、地域活動への参加状況に男女で大きな差はみられませんが、依然として政策方針決定過程への女性の参画は進んでおらず、女性の活躍の場は十分とはいえない状況です。

活力ある地域社会を築くために、地域において女性の視点や能力を十分に反映することができるよう、方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、地域の生活に密着した課題に対して男女共同参画の視点から取り組んでいく必要があります。また、地域の全ての人々にとって男女共同参画が身近なものとなるよう、地域における男女共同参画推進の活動の促進を図る必要があります。

■ 地域活動への参加状況（宮崎県）

(%)



資料:「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」(平成 22 年)

施策の基本的方向(18) 地域における男女共同参画の基盤づくり

男女共同参画が地域に暮らす人々にとって身近なものとなるよう、市町村における男女共同参画の推進体制を整備するとともに、地域で男女共同参画の活動を行う人材への支援を行います。

具体的施策

- 市町村に対して、推進体制の整備や男女共同参画計画の策定についての働きかけを行います。(生活・協働・男女参画課)
- 市町村の男女共同参画社会づくりを支援するための情報提供及び市町村職員を対象とした研修を行います。(生活・協働・男女参画課)
- 男女共同参画に関して自主的活動を行っている団体・グループの活動の支援を行います。(生活・協働・男女参画課)
- 地域のリーダー等に対する男女共同参画の学習機会の提供や活動支援を行い、男女共同参画推進の活動の活性化を図ります。(生活・協働・男女参画課)
- 市町村と地域のリーダーとの連携を強化し、地域の課題解決につながる実践的活動を支援します。(生活・協働・男女参画課)
- 宮崎県男女共同参画センターにおいて、男女共同参画社会推進に取り組むグループ登録の促進とネットワークづくりの支援を行います。(生活・協働・男女参画課)
- 地域において男女共同参画推進に取り組んでいる婦人会の活動の活性化を図ります。(生涯学習課)

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
庁内推進会議設置市町村の数	14 市町村	23	20 市町村	28
男女共同参画計画策定市町村の数	12 市町村	23	20 市町村	28
男女共同参画の推進を活動分野とするNPO法人数	50 法人	23	60 法人	28

施策の基本的方向(19) 地域づくり、観光、環境の分野における男女共同参画の推進

地域づくり、観光、環境の分野において、女性の視点や能力を十分反映することができるよう、人材育成やネットワークづくりの支援を促進します。

具体的施策

- 地域づくり団体への情報提供や地域づくりのリーダー的人材の育成、団体間の連携・交流促進を通して、男女を問わず地域住民による自主的な地域づくり活動を支援します。(中山間・地域政策課)
- 自治会等の地域活動における運営・方針決定の場への女性の参画が進むよう、関係機関等が連携を取りながら、必要な情報の提供などの支援を行います。(生活・協働・男女参画課)【再掲】
- 男女を問わず地域住民が郷土の魅力を高める取組に参加できるよう、地域主導の観光地づくりを支援します。(観光推進課)
- 環境保全に関する女性の高い関心や経験などを生かした環境保全活動を促進するため、環境保全アドバイザーや地球温暖化防止活動推進員による活動を支援します。(環境森林課)

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
地域づくりネットワーク協議会加入団体数	178 団体	22	200 団体	26
自治会長に占める女性の割合	3.3%	23	10%	28



施策の基本的方向(20) 防災の分野における男女共同参画の推進

東日本大震災などの大規模災害の発生時における、避難所運営や生活用品等の備蓄などについては、女性に対する配慮が十分でなかったことに伴う問題など、様々な課題が生じているところです。

これらの状況も踏まえ、災害時の被災者支援における男女のニーズの違いなど、男女双方の視点からの配慮がなされるよう、男女共同参画の視点を取り入れた対策の整備を進めます。また、地域防災活動への女性の参画を促進します。

具体的施策

- 災害対応における様々な課題について男女のニーズの違いなど具体的な配慮がなされるよう地域防災計画の見直し作業の中で、関係団体の意見を聞くなどの取組を進めます。(危機管理課)
- 避難所運営などを担う市町村においても、必要な対応がなされるよう、情報提供や助言を行います。(危機管理課)
- 地域防災力の要である消防団の活動を活性化するため、防災教育や応急手当の普及指導などに取り組む女性消防団員の育成を図ります。(消防保安課)

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
自主防災組織*率	63.5%	21	80%	28

* 自主防災組織：災害対策基本法第5条の2において規定されており、住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」、「自らの地域は自ら守る」という考え方にたち、自主的にそれぞれの地域での防災活動を行う組織。自治会、町内会、青年団、婦人会などの地域活動組織を生かして結成されるのが一般的。